入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年９月10日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長　細川　隆夫

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　岡崎拘置支所新営（建築）工事

⑶　工事場所　愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入34―１ほか

⑷　敷地面積　2,470㎡（庁舎敷地面積）、840㎡（職員宿舎⑴敷地面積）、522㎡（職員宿舎⑵敷地面積）

⑸　工事内容

ア　棟名　庁舎　建物用途　庁舎・収容棟構造・階数　ＲＣ造４階　建築面積　797㎡　延べ面積　3,000㎡　工事種別　新築

イ　棟名　職員宿舎⑴　建物用途　職員宿舎　構造・階数　ＲＣ造３階（一部W造）　建築面積　247㎡　延べ面積　652㎡　工事種別　新築

ウ　棟名　職員宿舎⑵　建物用途　職員宿舎　構造・階数　ＲＣ造２階（一部W造）　建築面積　220㎡　延べ面積　393㎡　工事種別　新築

エ　工事種目　建築一式工事

オ　その他　受水槽基礎、擁壁、メッシュフェンス、外構、植栽、取壊し

カ　工事範囲　上記工事のすべて（詳細は入札説明書による。）

⑹　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和８年１月５日から令和10年２月15日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和８年１月４日まで）

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約4,450㎥、鉄筋約674ｔ、鉄骨約53ｔ、ガラス約606㎡

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結等が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

⑾　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。

⑿　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

⒀　本工事は、猛暑による作業不能日数を見込んだ工事である。

⒁　本件入札手続は、下記５に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.p-portal.go.jp/））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

おって、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、紙入札方式に限る。

2　競争参加資格

単体有資格者は下記Ａの条件を、共同企業体は下記Ｂの条件を満たしていること。

Ａ　単体有資格者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和７・８年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の令和７・８年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上⑷であること。

⑷　平成22年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　同種工事

⑺　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

⑴　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る。

ＲＣ造及びＳＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

⑼　階数　地上３階建以上

⑽　建物規模　延べ面積2,000㎡以上

⑾　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）

⑿　工事種目　建築一式工事

⒀　施工期間　地業工事の着手から完成まで施工していること。

イ　類似工事

⑺　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

⑴　構造　上記ア⑴に同じ

⑼　階数　上記ア⑼に同じ

⑽　建物規模　上記ア⑽に同じ

⑾　建築種別　上記ア⑾に同じ

⑿　工事種目　上記ア⑿に同じ

⒀　施工期間　上記ア⒀に同じ

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　上記⑷に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。

ア　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

イ　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。